

令和6年度

債務負担行為設定事業

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	長期借入金	自 己 資 金
水道営業所 維持運営費	千円 3,084,845		千円 -	令和6年度 ～ 令和9年度	千円 3,084,845	千円 -	千円 -	千円 3,084,845

事業概要

1 事業の概要

工 事 名	工 事 箇 所	工 期	備 考
水道料金徴収等 業務委託事業費 (第1地区)		令和6年度 ～ 令和9年度	相模原水道営業所管内 津久井水道営業所管内 相模原南水道営業所管内
水道料金徴収等 業務委託事業費 (第2地区)		令和6年度 ～ 令和9年度	茅ヶ崎水道営業所管内 大和水道営業所管内 海老名水道営業所管内
海老名水道営業所 電気設備改修工事費	海老名市上郷	令和6年度 ～ 令和7年度	電気設備の改修を行うもの。

2 債務負担行為設定理由

水道料金徴収等業務について、安定的かつ円滑に行うためには、受託者に対し開始前年度から、人材の確保と業務の習熟を目的とした研修を行う必要があり、また、多数の原動機付自転車等の交通用具の整備が必要不可欠で、その初期費用を単年度で回収するのは困難なため、債務負担行為を設定することとしたものである。

また、電気設備改修工事について、工事完成に時間を要し、適切に事業の進捗を管理することも考慮し債務負担行為を設定することとしたものである。